

(2) 夜間景観

- 近年策定・改定された景観計画やガイドラインにおいては、夜間景観に関する記載があるものが多い。
- 光害の抑制という観点からだけでなく、照明による賑わいやその地域ならではの魅力の創出といった観点からの記載がある事例も見られる。
- 色温度等の定量的な指標を用いた説明をしている事例も見られる。

事例：新宿区景観まちづくり計画(令和5年3月策定)

新宿区では、景観計画の基準において夜間景観に関する内容が豊富である。

一例として、歴史あるおもむき外濠地区では、照明以外に、シャッターのあり方等に関する基準が設けられている。新宿御苑みどりと眺望保全地区においては、庭園側に過度な照明を向けないようにする基準が設けられている。逆に、エンターテインメントシティ歌舞伎町地区においては、照明によって華やかな夜のにぎわいを連続させる基準が設けられている。

歴史あるおもむき外濠地区の景観形成基準（建築物）		
■建築物の建築等		
届出対象行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
届出対象規模	建築物の高さ＞10m又は延べ面積＞300㎡	
景観形成基準	形態意匠	○外壁の色彩や素材は、自然素材にする、日本の伝統色を用いる、低彩度*とするなど落ち着いたものとし、外濠周辺の歴史あるおもむきや水とみどりに調和するものとする。 ○形態意匠*は、建築物単体のバランスだけでなく、外濠と周辺建築物等が一体となった歴史あるおもむきを感じる景観の創出に配慮する。
	その他	○敷地内に歴史的な建造物や残すべき自然などがある場合は、積極的にこれらを活かす。 ○隣接する建築物の壁面等の位置を考慮した配置とする。 ○附帯する設備等は、建築物と一体的に計画するか、歩行者や水平方向からの見え方に配慮し、緑化や目隠しなどによる修景*を行う。 ○附帯する構造物や施設等は、建築物との調和を図るとともに、歩行者からの見え方に配慮した修景をする。 ○外構*は、敷地内のデザインだけでなく、隣接する敷地や道路、周辺景観との調和を図る。 ○既存樹木は、保全する。もしくは、同等の樹木による緑化を行う。 ○敷地内ではできる限り緑化を行い、外濠のみどりととの連続性に配慮する。 ○坂道の曲がり角などアイストップ*となる場所では、積極的に緑化を行う。 ○外堀通り沿いでは、外堀通りと並走する通りに対しても、入り口や開口部*を設けるなど正面性をもたせ、並走する通りからの見え方にも配慮する。 ○外堀通り沿いでは、低層部*は開放的な意匠*とするなど、賑わいの連続性に配慮し、歩きたくなる空間の創出を図る。 ○外堀通り沿いでは、シャッター等は透過性の高いものとするなど、夜間景観に配慮する。 ○夜間の景観に配慮し、周辺の景観に応じた照明を行う。特に、外堀通り沿いでは、魅力的な夜間景観の創出に配慮し、外濠の歴史あるおもむきと調和した照明を行う。 ○ビル名や店名等の自家用広告物、第三者広告物等の屋外広告物の掲出については、建築物の設計の早い段階から、周辺景観や建築物等へ配慮する。
ただし、建築物の高さ＞20m又は延べ面積＞3,000㎡の場合は、次頁の景観形成基準を加えるものとする。		

図 2-9 新宿区景観まちづくり計画 歴史あるおもむき外濠地区の景観形成基準（抜粋）

新宿御苑みどりと眺望保全地区の景観形成基準（建築物）

■建築物の建築等		
届出対象行為		建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
届出対象規模		建築物の高さ＞10m又は延べ面積＞300㎡
景観形成基準	形態意匠	○外壁の色彩や素材は、隣接する建築物や周辺景観との調和を図る。 ○形態意匠*は、建築物単体のバランスだけでなく、隣接する建築物や周辺景観との調和を図る。
	その他	○敷地内に歴史的な建造物や残すべき自然などがある場合は、積極的にこれらを活かす。 ○隣接する建築物の壁面等の位置を考慮した配置とする。 ○既存樹木は保全する。もしくは、同等の樹木による緑化を行う。 ○附帯する設備等は、建築物と一体的に計画するか、歩行者や水平方向からの見え方に配慮し、緑化や目隠しなどによる修景*を行う。 ○附帯する構造物や施設等は、建築物との調和を図るとともに、歩行者からの見え方に配慮した修景をする。 ○垣・さくは生垣や自然素材のもの、もしくは、閉鎖的でないものとする。 ○外構*は、敷地内のデザインだけでなく、隣接する敷地や道路など、周辺景観との調和を図る。 ○敷地内はできる限り緑化を行い、庭園樹種と統一感のある樹種を選定する。 ○<u>夜間の景観を検討し、過度な照明を庭園側に向けない。</u> ○ビル名や店名等の自家用広告物、第三者広告物等の屋外広告物の掲出については、建築物の設計の早い段階から、周辺景観や建築物等へ配慮する。

図 2-10 新宿区景観まちづくり計画 新宿御苑みどりと眺望保全地区の景観形成基準（抜粋）

エンターテインメントシティ歌舞伎町地区の景観形成基準（建築物）

■建築物の建築等		
届出対象行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
届出対象規模	建築物の高さ>15m又は延べ面積>500㎡	
景観形成基準	形態意匠	○形態意匠*は、周囲の賑わいを損なわないものとする。
	その他	○T字路のアイストップ*となる場所では、場所を特徴付ける工夫をする。 ○地区外から地区内へと向かう道路の角地では、入り口にふさわしい工夫をする。 ○壁面の分節化を図り、長大な壁面とならないようにする。 ○附帯する設備等は、建築物と一体的に計画するか、歩行者や水平方向からの見え方に配慮し、緑化や目隠しなどによる修景*を行う。 ○附帯する構造物や施設等は、建築物との調和を図るとともに、歩行者からの見え方に配慮した修景をする。 ○照明は、華やかな夜の賑わいを連続させるものとする。 ○区役所通りやセントラルロード沿いでは、積極的に緑化を行う。 ○ビル名や店名等の自家用広告物、第三者広告物等の屋外広告物*の掲出については、建築物の設計の早い段階から、周辺景観や建築物等へ配慮する。
ただし、建築物の高さ>60m又は延べ面積>30,000㎡の場合は、下記の景観形成基準を加えるものとする。		
景観形成基準	形態意匠	○色彩は、別表3（P.22）の色彩基準に適合するとともに、隣接する建築物や周辺景観との調和を図る。
	その他	○隣接する敷地や公共施設と一体となったオープンスペース*を新たに創出するなど、周辺景観に配慮した配置とする。 ○壁面の位置の連続性や、適切な隣棟間隔の確保など、隣接する建築物や周辺景観との調和を図る。 ○周辺の主要な眺望点*（道路、河川、公園など）からの見え方に配慮するとともに、周辺の建築物のスカイライン*との調和を図る。 ○緑化にあたっては、生態系にも配慮した樹種の選定を行うとともに、積極的に屋上や壁面の緑化を行う。

図 2-11 新宿区景観まちづくり計画 エンターテインメントシティ歌舞伎町地区の
景観形成基準（抜粋）

事例：新宿区全域景観形成ガイドライン(令和5年3月改定)

新宿区では、区全域景観形成ガイドラインの中で、夜間景観形成ガイドラインを示している。

光害の観点からの配慮事項だけでなく、地域の個性を活かした夜間景観の形成に関する配慮事項が挙げられている。

2-5 夜間景観形成ガイドライン

対象：すべての建築物

景観形成の方針

1 良好な夜間景観を創出する

景観形成の考え方

夜間における快適性や安全性に配慮し、「光の質の向上」による良好な夜間景観を創出する。

具体的な方策

- まぶしく不快な光（グレア*）を抑制する
- ライトアップや漏れ光などによる光害*を生じさせない照明とする
- 光源の演色性*に配慮し、夜間においても豊かな色彩を見せる
- 光と影を対比的に生み出し立体感のある印象的な景観を形成する
- 壁面等のライトアップなど鉛直面の明るさを効果的に活用し、安心感を与える
- 地域の個性に応じた適切な色温度*とする
- 光に連続性や一体感を生み出す

住宅地 2800～3500K
住宅地では低めの色温度を基準とします。

業務・商業地 ～6000K
商業地では地域の特性や建物の用途などに応じて幅広い色温度の設定が考えられます。

1,000K 2,000K 3,000K 5,000K 6,000K 7,000K 10,000K

地域ごとの色温度の目安（出典：良好な夜間景観形成のための建築計画の手引き（東京都））



歴史の風情が感じられる色温度（電球色）

景観形成の方針

2 地域の個性を活かした夜間景観をつくる

景観形成の考え方

（1）華やかさや賑わいを感じる繁華街を活気ある光で演出し、回遊して楽しめる夜間景観を形成する。

具体的な方策

- 建築物や屋外広告物*の照明、街路灯などを適切に活用し、光溢れる賑わい空間の創出や人の流れを誘導する
- 建築物や屋外広告物の照明で、面的な連続性や一体感のある光を演出する
- 低層部*の窓面からの漏れ光を活用し、連続性のある賑わい空間を演出する



繁華街の賑わい空間の演出

景観形成の考え方

（2）都市軸としての連続性や風格が感じられる、幹線道路やビジネス街の夜間景観を形成する。

具体的な方策

- 沿道建築物の照明や道路照明は、連続性や調和に配慮する
- 沿道建築物は、道路照明との相互関係に配慮し、道路空間と一体となった光環境をつくる
- オフィスビル高層部*の窓面からの過度な漏れ光を抑制する
- 過剰な点滅・動きのある照明は使用しない



幹線道路の低層部の連続した照明

図 2-12 新宿区全域景観形成ガイドライン 夜間景観形成ガイドライン